

A-1 学校、保育所、公園等の遊具の更新

事業概要

地域の子どもの運動機会の確保のため、学校、保育所、公園等の遊具の更新を支援する。

交付対象

- ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、鉄棒等の、主として小学生までの子どもが使用する遊具の撤去及び新規設置

交付要件

- 原則として、学校等に広く設置されており、多くの子どもが利用しうる遊具であること。
- 新規設置する遊具は、撤去した遊具と同様のものであること。

交付率

- 事業費の1/2

効果促進事業（イメージ）

- プレーリーダーの養成 等

＜対象となる遊具のイメージ＞



【整備前】



【整備後】

＜効果促進事業のイメージ＞



B-1 地域の運動施設の整備

B-2 学校の運動施設の整備

事業概要

東日本大震災発生後、震災前に比較して子どもたちの運動機会が減少し、体力の低下などが見られることから、地域の子どもの運動機会の確保のため、運動施設の整備を支援する。

交付対象

<B-1 地域の運動施設の整備>

- 地域屋内スポーツ施設の新改築等
- 地域水泳プールの新改築等
- 地域屋外スポーツ施設の新改築等
- 地域屋外スポーツ施設の上屋新築
- 地域屋外水泳プールの上屋新築

<B-2 地域の子どもの運動機会確保につながる学校の運動施設の整備>

- 学校の屋外運動場の整備
- 学校開放用水泳プールの新改築等
- 学校開放用屋外水泳プールの上屋新改築
- 学校開放用屋外運動場照明施設新改築
- 学校開放用クラブハウス新改築等

交付要件

地域全体の子どもの運動機会確保につながる運動施設の整備であり、整備内容及び方法が事業目的に照らして適切であり、可能な限り効率的なものとなるよう計画されていること。

交付率

事業費の1/2

効果促進事業（イメージ）

子どもの運動機会増進のためのスポーツ教室の開催 など

<基幹事業イメージ>



屋内運動場の整備イメージ

C-1 地域の運動施設の整備

事業概要

地域の子どもの運動機会の確保のため、公園・広場の整備を支援する。

交付対象

- 園路又は広場、ぶらんこ、滑り台その他の遊戯施設、運動施設等の整備

交付要件

- 「福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）実施要綱第4の1及び4の二の①から③」の要件を満たす公園・広場。
- 対象事業の一箇所当たりの事業対象面積が原則として500㎡以上。
- 事業計画期間中における事業の合計事業費が15百万円×計画年数以上であるもの。 等

交付率

- 事業費の1/2

効果促進事業（イメージ）

- 公園・広場を活用した子どもの運動プログラムの作成 等

<基幹事業イメージ>



屋根付き広場の事例①



屋根付き広場の事例②

C-2、3 子育て定住支援賃貸住宅の建設 等

※ 本事業で建設した住宅については、本交付金制度の終了後、地域優良賃貸住宅として管理する。

事業概要

人口の流出している地域において、子育て世帯の帰還・定住を促進するために公的な賃貸住宅（子育て定住支援賃貸住宅）及びその附帯施設を地方公共団体が建設する場合に、支援を実施する。

交付対象

- 地方公共団体が建設する子育て定住支援賃貸住宅の建設に要する費用（交付率2／3）
- 家賃低廉化事業に要する費用（交付率45／100）

主な要件

- 地域住宅計画において、「目標」に自主避難者の住宅対策を位置づけるとともに、「その他関連する事業」として子育て定住支援賃貸住宅に関する事業を位置付けること。
- 住戸面積を40㎡以上125㎡以下とすること。
- 入居者は、平成23年3月11日に当該子育て定住支援住宅の位置する市町村に居住していた者であり、かつ、現に当該市町村外に避難している者であること。
- 入居者の収入は収入分位80%（48万7千円）以下であること。
- 入居者世帯の概ね半数以上が子育て世帯となるように入居者を公募すること。

※住宅の構造・設備・家賃・入居者募集等に係るその他の規定については、地域優良賃貸住宅（公共供給型）の規定に準ずる。

効果促進事業（イメージ）

- 駐車場整備 等

<事業イメージ>

